



KANEMATS

第127回定時株主総会

招 集 ご 通 知

開催日時 ▶ 2021年6月23日（水曜日）午前10時

開催場所 ▶ 当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号
シーバンスN館

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、議決権は書面の郵送またはインターネット等により事前にご行使いただき、当日のご来場を見合わせることをご検討くださいますようお願い申し上げます。

第1号議案 ▶ 取締役6名選任の件

第2号議案 ▶ 監査役1名選任の件

第3号議案 ▶ 補欠監査役1名選任の件

書面およびインターネット等による議決権行使期限

2021年6月22日（火曜日）午後5時15分まで

目 次

株主の皆さまへ	2
第127回定時株主総会招集ご通知	3
議決権行使のご案内	6
株主総会参考書類	8
（提供書面）	
事業報告	16
連結計算書類	42
計算書類	45
監査報告書	48



企 業 理 念

創業主意「わが国の福利を増進するの分子を播種栽培す」

「いま一粒の種をまく、それは我が国、日本の幸福、利益を増進する芽ばえを期待して、いまその種をまくのだ」と言う、当社創業者兼松房治郎が創業の際に宣言した主意です。

「わが国の福利」とは明治時代に日本人が経済を発展させるための共通した社会的使命観でした。現在では、一般公共の利益、社会貢献、国際社会への寄与、人類への貢献などに通じる考え方であり当社の企業活動の原点となっています。この主意を受け継ぎ、基本理念にまとめたものが、1967年に兼松江商として合併を機に制定された「われらの信条」です。

われらの信条

1. 伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
2. 会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
3. 組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

2020年度の世界経済は、新型コロナウイルスの世界的な感染拡大の影響を受け、厳しい状況が続きました。未だ収束の目処はたたず、企業活動の持ち直しは業界によって差異が生じております。今後は、不確実性は残るものの、ワクチン開発の進展や各国の財政・金融政策などにより、徐々に落ち着きを取り戻すことが期待されます。

このような中、兼松グループは、創業135周年に向けた6ヵ年の中期ビジョン「*future 135*」を掲げ、効果的な事業投資による規模拡大や付加価値の獲得を追求し続けると共に、AIやIoTなどの技術革新をビジネスチャンスとすべく、新規事業の推進に取り組んでおります。新型コロナウイルスの影響により、成長スケジュールに遅れは生じましたが、2021年度からの後半3ヵ年では再び成長軌道に転じて参る所存です。特に、SDGs 達成に向けた環境、社会、安全をテーマとする事業分野における投資や、兼松グループを挙げてのDX 推進に一層注力し、ステークホルダーの皆さまの期待にお応えできるよう、兼松グループならではの価値創造を目指して参ります。

株主の皆さまには、引き続きご支援を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

代表取締役社長 谷川 薫

株 主 各 位

証券コード 8020
2021年6月7日

神戸市中央区伊藤町119番地

兼松株式会社

代表取締役社長 谷川 薫

第127回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第127回定時株主総会を右記のとおり開催いたしますのでご案内申し上げます。

なお、本株主総会における新型コロナウイルスの感染リスクを避けるため、ご出席を見合わせることをご検討ください。

当日のご出席に代えて、以下のいずれかの方法によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年6月22日（火曜日）午後5時15分までにご行使くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

[書面の郵送による場合]

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご記入のうえ、上記の行使期限までに到着するようご返送ください。

[電磁的方法（インターネット等）による場合]

6～7頁に記載の「インターネット等による議決権行使のご案内」をご確認のうえ、上記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

1. 日 時 2021年6月23日（水曜日）午前10時

2. 場 所 当社東京本社19階会議室
東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館

3. 目的事項

報告事項 1. 第127期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第127期（2020年4月1日から2021年3月31日まで）計算書類の内容報告の件

決議事項 第1号議案 取締役6名選任の件
第2号議案 監査役1名選任の件
第3号議案 補欠監査役1名選任の件

以 上

本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結注記表および計算書類の個別注記表につきましては、法令および当社定款の規定に基づき、当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載していません。

なお、本招集ご通知の提供書面および下記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。

株主総会参考書類ならびに事業報告、計算書類および連結計算書類に修正が生じた場合は、当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト ▶ <https://www.kanematsu.co.jp>

新型コロナウイルス感染拡大防止に対するご協力のお願い

本総会における新型コロナウイルス感染拡大防止に向けた当社の対応について、以下のとおりご案内申し上げます。株主の皆さまにおかれましてもご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

1. 株主の皆さまへのお願い

- ・新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、株主総会当日のご来場をお控えいただき、議決権は事前に郵送またはインターネット等によりご行使くださいますようお願い申し上げます。
- ・株主総会にご出席される予定の株主さまで、感染が疑われる症状（風邪症状や発熱、だるさ、息苦しさ等）がある株主さまは、株主総会当日のご来場はお控えくださいますようお願い申し上げます。
- ・ご本人さま または ご家族さまに咳や熱がある場合や、基礎疾患のある方、ご高齢の方、妊娠されている方、乳幼児をお連れの方におかれましては、特に慎重なご判断をお願いいたします。

2. ご来場される株主さまへのお願い

- ・当日はマスク着用およびアルコール消毒液の使用にご協力をお願いいたします。
- ・当日体調不良と見受けられる株主さま、マスク着用およびアルコール消毒液の使用にご協力いただけない株主さまには、運営スタッフがお声掛けをさせていただくことや、ご入場の禁止および会場からのご退出をお願いすることがございますので、あらかじめご了承ください。

3. 当社対応について

- ・会場入口および会場各所に消毒液を設置いたします。
- ・例年よりも座席数を減らし、座席の間隔を空けさせていただきます。場合によっては、入場を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。
- ・役員、事務局および株主総会運営スタッフは、マスクを着用させていただきます。
- ・株主総会の議事は、例年より時間を短縮し、円滑な進行となる方法を検討しております。

なお、今後の状況により、株主総会の運営などにつき大きな変更が生じる場合には当社ホームページ（<https://www.kanematsu.co.jp>）にてお知らせいたします。

議決権行使のご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

▶ 株主総会にご出席される場合



当日ご出席の際は、会場受付に同封の議決権行使書用紙のご提出をお願いいたします。

日時

2021年6月23日（水曜日）

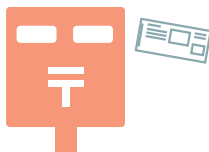
午前10時

場所

当社東京本社19階会議室

東京都港区芝浦1丁目2番1号シーパンスN館

▶ 書面による議決権行使の場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、折り返しご郵送をお願いいたします。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）

午後5時15分到着分まで

▶ インターネット等による議決権行使の場合



次ページの案内に従って、議案の賛否のご入力をお願いいたします。

議決権行使書用紙にインターネットによる議決権行使に必要な、「議決権行使コード」と「パスワード」が記載されております。

行使期限

2021年6月22日（火曜日）

午後5時15分入力分まで

議決権電子行使プラットフォームのご利用について

機関投資家の皆さまに関しましては、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

重複して行使された議決権の取扱いについて

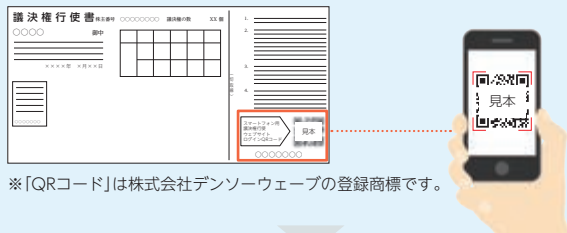
- (1) 書面とインターネット等の双方で議決権行使をされた場合は、到着日時を問わずインターネット等による議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。
- (2) インターネット等で議決権行使を複数回された場合は、最後の議決権行使を有効なものとしてさせていただきます。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

議決権行使コードおよびパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイト
にログインすることができます。

議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は1回に限り可能です。

議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移出来ます。

議決権行使コード・パスワードを 入力する方法

議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>



バーコード読取機能付のスマートフォンまたは携帯電話を利用して左の2次元コードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンまたは携帯電話の取扱説明書をご確認ください。

議決権行使ウェブサイトへアクセス



「次へすすむ」をクリック

ログインする



お手元の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」を入力し、「ログイン」をクリック

お手元の議決権行使書用紙に記載された「パスワード」等を入力し、「登録」をクリック

以降は画面の入力案内に従って賛否をご入力ください。

インターネットによる議決権行使でパソコンやスマートフォン、携帯電話の操作方法などがご不明な場合は、右記にお問い合わせください。

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル 0120-652-031 (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

【第1号議案】取締役6名選任の件

取締役全員（6名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役6名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	たに がわ	かおる	再任	生年月日	所有する当社の株式数
1	谷川	薫		1958年9月24日	30,900株



● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1981年 4月	当社入社	2014年 6月	執行役員制度拡充に伴い 取締役退任 常務執行役員就任
2004年 7月	兼松米国会社サマセット支店長	2015年 6月	取締役 専務執行役員就任
2008年 1月	当社情報・産業電子部長	2017年 6月	代表取締役社長就任 現在に至る
2010年 6月	兼松コミュニケーションズ 株式会社に outward 同社取締役就任		
2011年 4月	当社企画部長		
2013年 6月	取締役就任		

● 取締役候補者とした理由

谷川 薫氏は、2013年に取締役就任、電子・デバイス部門、企画を担当し、事業の拡大および経営戦略の策定に尽力し、豊富な経験と幅広い見識を有しております。2017年に代表取締役社長就任後も、当社グループ経営の推進にリーダーシップを発揮しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

2

みやべ よしや
宮部 佳也

再任

生年月日

1959年1月21日

所有する当社の株式数

15,800株



● 略歴、当社における地位および担当

1983年 4月 当社入社
 1999年 4月 電子機器部第一課長
 2001年 6月 兼松米国会社シカゴ支店勤務
 2006年 2月 当社電子機器部長
 2012年 6月 取締役就任

2014年 6月 執行役員制度拡充に伴い
 取締役退任
 常務執行役員就任
 2018年 6月 取締役 専務執行役員就任
 現在に至る
 (現担当業務) 車両・航空部門長、大阪支社長、
 名古屋支店長、先進技術・事業
 連携担当

● 重要な兼職の状況

兼松サステック株式会社 取締役

● 取締役候補者とした理由

宮部佳也氏は、入社以来主に車両・車載、電子機器事業に従事し、2012年に取締役就任、海外サプライチェーンの構築など、収益基盤の強化に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

3

しもじま まさゆき
下嶋 政幸

再任

生年月日

1951年8月6日

所有する当社の株式数

27,700株



● 略歴、当社における地位および担当 (重要な兼職の状況)

1974年 4月 当社入社
 1995年 7月 兼松米国会社副社長就任
 2000年 7月 当社IT統括室長
 2002年 6月 兼松米国会社取締役社長就任
 2006年 6月 当社取締役就任
 2009年 6月 常務取締役就任
 2010年 4月 代表取締役社長就任
 2017年 6月 代表取締役会長就任 現在に至る
 (現担当業務) 監査室担当

● 取締役候補者とした理由

下嶋政幸氏は、2010年以降当社の代表取締役社長を務め、経営の重要事項の意思決定や業務執行の監督を担っており、経営者として豊富な経験・実績・見識を有しております。2017年に代表取締役会長就任後も、当社グループ経営の監督等に尽力しており、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

4

つた の てつ ろう
薦 野 哲 郎

再 任

生年月日

1969年4月3日

所有する当社の株式数

23,600株



● 略歴、当社における地位および担当（重要な兼職の状況）

1992年4月 当社入社
 2007年8月 主計部経営管理課長
 2012年4月 財務部資金課長
 2013年4月 財務部長
 2017年6月 取締役 執行役員就任
 2018年6月 取締役 上席執行役員就任
 現在に至る
 （現担当業務） 財務、主計、営業経理担当

● 取締役候補者とした理由

薦野哲郎氏は、入社以来財務・主計に従事し、当社の健全な財務体質の強化に尽力しております。これらの豊富な経験と幅広い見識を有していることから、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

候補者番号

5

た は ら ゆ う こ
田 原 祐 子

再 任

社 外
取締役独 立
役員

生年月日

1959年10月9日

所有する当社の株式数

0株



● 略歴、当社における地位および担当

1991年4月	マンパワー・ジャパン株式会社 入社	2018年6月	サンヨーホームズ株式会社 社外取締役(監査等委員)就任 現在に至る
1993年8月	株式会社リック入社 電化住宅推進室長	2019年6月	当社社外取締役就任 現在に至る
1998年7月	株式会社ベーシック 代表取締役就任 現在に至る	2020年4月	社会情報大学院大学先端教育 研究所客員教授
2012年6月	一般社団法人フレームワーク 普及促進協会代表理事就任 現在に至る	2021年4月	社会情報大学院大学実務教育 研究科教授 現在に至る

● 重要な兼職の状況

株式会社ベーシック 代表取締役
 一般社団法人フレームワーク普及促進協会 代表理事
 サンヨーホームズ株式会社 社外取締役(監査等委員)

● 社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

田原祐子氏は、企業経営における豊富な経験と人材・組織コンサルティング経験で培われた高い見識を有していることから、引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合には、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

候補者番号

6

た な か か ず ひ ろ
田 中 一 弘

再 任

社 外
取 締 役独 立
役 員

生年月日

1966年 8月31日

所有する当社の株式数

0株

● 略歴、当社における地位および担当

1990年 4 月 株式会社日本興業銀行入行
 1999年 4 月 神戸大学大学院経営学研究科
 助教授
 2003年 4 月 一橋大学大学院商学研究科
 助教授
 2007年 4 月 同大学院商学研究科准教授

2010年 4 月 同大学院商学研究科教授
 2018年 4 月 同大学院経営管理研究科教授
 現在に至る
 2019年 1 月 同大学院経営管理研究科長・
 商学部長 現在に至る
 2020年 6 月 当社社外取締役就任
 現在に至る

● 重要な兼職の状況

一橋大学大学院経営管理研究科 教授

● 社外取締役候補者としての理由および期待される役割の概要

田中一弘氏は、経営学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識を有していることから、引き続き経営への助言や業務執行に対する適切な監督を担っていただくことを期待しており、社外取締役として選任をお願いするものであります。また、同氏が選任された場合は、指名・報酬委員として当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定に対し、客観的・中立的立場で関与いただく予定です。

なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行することができると判断しております。



- (注) 1. 各候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
 2. 田原祐子氏および田中一弘氏は社外取締役候補者であります。
 3. 田原祐子氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって2年であります。また、田中一弘氏の社外取締役としての在任期間は本総会終結の時をもって1年であります。
 4. 社外取締役との責任限定契約について
 当社と田原祐子氏および田中一弘氏の間では、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。本議案が承認可決された場合には、本契約を継続する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
 5. 田原祐子氏および田中一弘氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。
 6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社取締役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〔第2号議案〕監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって監査役 宮地 主氏は辞任されますので、改めて監査役1名の選任をお願いいたしますと存じます。

監査役候補者は次のとおりであります。

なお、稲葉喜子氏は、退任監査役 宮地 主氏の補欠として選任をお願いする候補者であります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

い な ば の お こ
稲 葉 喜 子

新任

社 外
監 査 役

独 立
役 員

生年月日

1966年 9月28日

所有する当社の株式数

0株

●略歴、当社における地位

1989年 4 月	日本電信電話株式会社入社	2014年 6 月	株式会社東和銀行社外取締役就任
1993年10月	センチュリー監査法人(現E Y新日本有限責任監査法人) 入所		株式会社八千代銀行(現株式会社きらばし銀行) 社外監査役就任
1999年 7 月	金融監督庁検査部(現金融庁監督局) 転籍	2014年10月	株式会社東京T Yフィナンシャルグループ(現株式会社東京きらばしフィナンシャルグループ) 社外監査役就任 現在に至る
2001年 7 月	新日本監査法人(現E Y新日本有限責任監査法人) 復職	2014年12月	税理士法人はやぶさ会計 代表社員 現在に至る
2005年10月	稲葉公認会計士事務所開設	2019年 6 月	株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役就任 現在に至る
2007年 7 月	株式会社P A S (現株式会社はやぶさコンサルティング) 設立		
	代表取締役就任 現在に至る		
2010年11月	はやぶさ監査法人設立		
	代表社員 現在に至る		

●重要な兼職の状況

稲葉公認会計士事務所 代表
株式会社はやぶさコンサルティング 代表取締役
はやぶさ監査法人 代表社員
税理士法人はやぶさ会計 代表社員
株式会社東京きらばしフィナンシャルグループ 社外監査役
株式会社ディー・エヌ・エー 社外監査役

●社外監査役候補者とした理由

稲葉喜子氏は、これまで公認会計士・税理士として培ってきた会計・税務に関する専門的な知識および経験を当社の監査に反映していただくため、新たに社外監査役として選任をお願いするものであります。



- (注) 1. 稲葉喜子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 稲葉喜子氏は社外監査役候補者であります。
3. 稲葉喜子氏が社外監査役として在任している株式会社東京きらぼしフィナンシャルグループ（旧株式会社東京ＴＹフィナンシャルグループ）の子会社である株式会社きらぼし銀行（旧株式会社八千代銀行）は、同氏の在任中である2018年7月に、同社の社員が顧客の預金口座の現金を着服したとして、当該社員を懲戒解雇処分としたと発表しました。同氏は、2018年7月に顧客からの申出を受けて社内調査が実施されるまで、当該社員の行為を認識しておりませんでした。同氏は、社外監査役として日頃より取締役会等においてグループ会社を含むコンプライアンス意識の徹底について注意喚起を行っていましたが、対象行為の発覚以降は、グループ全体におけるさらなるコンプライアンス体制の強化や再発防止策の徹底に向けた提言等を行うとともに、それらの進捗状況を監督しておりました。
4. 当社と稲葉喜子氏の間では、本議案が承認可決された場合には、会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
5. 稲葉喜子氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
6. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。稲葉喜子氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

〔第3号議案〕補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いしたいと存じます。

補欠監査役候補者は次のとおりであります。

また、本議案の提出につきましては、あらかじめ監査役会の同意を得ております。

あ か ま つ い く こ

赤松育子

社外
監査役

独立
役員

生年月日

1968年2月27日

所有する当社の株式数

0株

●略歴、当社における地位

1995年1月	太田昭和監査法人(現EY新日本有限責任監査法人)入所	2020年6月	株式会社カワチ薬品 社外取締役 現在に至る
1997年4月	公認会計士登録		東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役 現在に至る
2008年4月	公認不正検査士登録		
2010年12月	学校法人産業能率大学総合研究所 主幹研究員(2020年3月退任)		
2018年8月	株式会社トップス 社外取締役 現在に至る		
2019年6月	株式会社新生銀行 社外監査役 現在に至る		
2019年7月	日本公認会計士協会 理事 現在に至る		

●重要な兼職の状況

日本公認会計士協会 理事
株式会社カワチ薬品 社外取締役
株式会社新生銀行 社外監査役
東洋製罐グループホールディングス株式会社 社外監査役

●補欠の社外監査役候補者とした理由

赤松育子氏は、これまで公認会計士・公認不正検査士として培ってきた会計に関する専門的な知識および経験を当社の監査に反映していただくことが期待できるため、補欠の社外監査役として選任をお願いするものであります。なお、同氏は社外役員となること以外の方法で会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行することができるものと判断しております。



- (注) 1. 赤松育子氏と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 赤松育子氏は補欠の社外監査役候補者であります。
3. 赤松育子氏が監査役に就任した場合には、当社との間で会社法第427条第1項の規定に基づく同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。なお、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は同法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。
4. 赤松育子氏が監査役に就任した場合には、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出る予定であります。
5. 当社は、保険会社との間で会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、当社監査役を含む被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約によって填補することとしております。赤松育子氏が監査役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

以 上

[提供書面]

◆ 事業報告 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 企業集団の現況に関する事項

1) 事業の経過および成果

当期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症の世界的拡大による過去最大の落ち込みに直面したのち、経済政策の総動員とワクチン開発・接種など感染抑制策の進展により、米中を中心に急回復を見る状況となりました。

米国においては、感染者数、死亡者数が世界最多を記録するとともに、政権交代に際しての政治的・社会的混乱も生じましたが、金融緩和や過去最大規模の財政出動により、国内経済は急速に回復しつつあります。新型コロナウイルス感染症による経済への影響がもっとも大きく生じた欧州においては、感染再拡大や変異株の出現により多数の主要国で活動制限が続いていますが、一部の国においては活動制限の効果が出始めています。一方、徹底した対策により感染抑え込みにいち早く成功した中国においては、生産面に続き消費活動も改善し、主要国で唯一の通年プラス成長を維持し、新型コロナウイルス感染症拡大前の経済水準を取り戻しています。

わが国経済は、二度にわたる緊急事態宣言の発令と、それに伴う経済活動の縮小により、特に年度前半において大きく落ち込みましたが、この急激な悪化は夏頃に底を打ち、二度目の緊急事態宣言に際しても消費の落ち込みは昨春と比べれば小さく、感染再拡大による経済への影響は今のところ限られた分野に留まっています。

このような環境のもと、当期の当社グループの業績につきましては、次のとおりとなりました。

当第1四半期から続く新型コロナウイルス感染症拡大下の内食需要を取り込んだ畜産事業は増収となりましたが、緊急事態宣言に伴う外出自粛や営業時間短縮により来店者が減少したモバイル事業や、外食関連販売が減少した食品事業、原油価格低迷を受けたエネルギー事業などで減収となりました。内食需要に加え市況が好転した食糧事業は増益となった一方、減収のモバイル事業、外食関連販売が大幅に減少した畜産事業、

掘削需要低迷の影響が続いている油井管事業などで減益となりました。

その結果、収益は、前期比726億60百万円（10.1％）減少の6,491億42百万円となり、売上総利益は、前期比93億89百万円（8.5％）減少の1,015億15百万円となりました。営業活動に係る利益は、販売費及び一般管理費は減少したものの売上総利益の減少により、前期比47億17百万円（16.6％）減少の236億35百万円となりました。また、金融収支の良化と持分法による投資損益の良化で、税引前利益は、前期比33億64百万円（12.5％）減少の235億80百万円となり、親会社の所有者に帰属する当期利益は、前期比10億84百万円（7.5％）減少の133億15百万円となりました。その結果、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）に対する親会社の所有者に帰属する当期利益率（ROE）は、9.7％となりました。

財政状態につきましては、総資産が、前期末比58億24百万円増加の5,574億95百万円となりました。有利子負債につきましては、借入金の返済や社債の償還等により、前期末比212億37百万円減少の1,221億57百万円となりました。現預金を差し引いたネット有利子負債は、前期末比112億87百万円減少の405億20百万円となりました。なお、有利子負債にはリース負債を含めておりません。また、資本のうち、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）につきましては、利益剰余金の積上げや円安と株高に伴うその他の資本構成要素の増加などにより、前期末比130億97百万円増加の1,439億26百万円となりました。その結果、親会社所有者帰属持分比率（自己資本比率）は25.8％、ネット有利子負債資本倍率（ネットDER）は0.3倍と、引き続き健全な財務体質を維持しております。

事業セグメント別の業績

電子・デバイス

収益 **2,261**億**9**百万円
(前期比**11.2%**減)

ICTソリューション事業は、製造業やサービス業向けのサーバーおよびストレージ関連の販売が伸び悩んだものの、概ね堅調に推移しました。モバイル事業は、営業時間短縮でモバイルショップへの来店者数が減少したことなどにより低調に推移しました。半導体部品・製造装置事業は、液晶製造装置取引の中国向け出荷などが堅調に推移しました。その結果、セグメント全体では、減収減益となりました。

34.8%

食料

収益 **2,446**億**17**百万円
(前期比**2.7%**減)

食糧事業は、内食需要に加え市況が好転したこともあり順調に推移しました。食品事業・畜産事業は、外食関連販売の苦戦などにより低調に推移しました。その結果、セグメント全体では、減収減益となりました。

37.7%

鉄鋼・素材・プラント

収益 **968**億**31**百万円
(前期比**25.4%**減)

エネルギー事業は、国内石油製品取引の採算良化などにより堅調に推移しました。一方、鉄鋼事業は、国内鉄鋼取引においてメーカーの値上げ政策による市況上昇がありましたが、原料価格の高騰や海外市場停滞の影響などで低調に推移しました。また、工作機械・産業機械事業も、設備投資計画の延期等の影響を受け低調、油井管事業も、掘削需要低迷の影響が続き低調に推移しました。その結果、セグメント全体では、減収減益となりました。

14.9%

車両・航空

収益 **710億86**百万円
(前期比**4.7**%減)

航空宇宙事業は、海外における航空機部品取引が不調であったものの、国内の官公庁向け航空機関連取引は堅調に推移しました。車両・車載部品事業は、世界的な需要減少からやや回復したものの、その影響が残り低調に推移しました。その結果、セグメント全体では、減収減益となりました。

11.0%

その他

収益 **104億97**百万円
(前期比**8.1**%減)

その他の事業セグメントは、減収減益となりました。

1.6%

(事業セグメント別収益)

事業セグメント	金 額	構成比	前期比増減率
	百万円	%	%
電 子 ・ デ バ イ ス	226,109	34.8	△11.2
食 料	244,617	37.7	△2.7
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ント	96,831	14.9	△25.4
車 両 ・ 航 空	71,086	11.0	△4.7
そ の 他	10,497	1.6	△8.1
合 計	649,142	100.0	△10.1

(注) セグメント間の取引については相殺消去しております。

2) 設備投資の状況

特に記載すべき事項はありません。

3) 資金調達の状況

当社グループは、6カ年の中期ビジョン「*future 135*」の中で掲げている「持続的成長」を実現するために必要な、低コストで安定的な資金調達を基本方針として資金調達活動に取り組んでおります。

当社グループの資金調達につきましては、メインバンク、地銀、生損保等の金融機関との良好な関係を背景とした間接金融をベースに、長期資金の調達手段の一つとして普通社債を発行し資本市場からの調達も実施しております。

この結果、当期末におけるネット有利子負債残高は405億20百万円となり、前期末に比べ112億87百万円減少いたしました。

4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

5) 対処すべき課題

当社グループは、6カ年の中期ビジョン「*future 135*」（2018年4月～2024年3月）を策定し、取組みを推進しております。2021年3月期をもって前半3カ年が終了しましたので、振り返しとなるタイミングにおいて、方向性を再確認いたしました。基盤となる事業における持続的成長を目指すとともに、強みを有する事業分野での事業投資により規模の拡大や付加価値の獲得を追求するという基本方針に変更はありません。一方、事業投資の進捗や新型コロナウイルス感染症拡大の影響などを踏まえ、定量目標の見直しを行うとともに、SDGsやDXへの取組みの推進を重点施策に加えております。

（1）定量目標

	当初最終年度目標 (2024年3月期)	見直し後最終年度目標 (2024年3月期)	2021年3月期実績
連結当期利益	250億円	200億円	133億円
R O E	13% ～ 15%	10% ～ 12%	9.7%
総還元性向	25% ～ 30%	30% ～ 35%	37.6%

（注）連結当期利益は親会社の所有者に帰属する当期利益を示しております。

(2) 重点施策および当期末における進捗状況

① 基盤となる事業における持続的成長と、事業投資による規模拡大、付加価値獲得

基盤となる事業における持続的成長を目指すとともに、健全な財務構造のもと、資本とリスクアセットのバランスを取りつつ成長投資を実行して参ります。強みを有する事業分野において、「規模拡大」型と「付加価値」型の二軸で事業投資を推進し、当期においては、主に次のような分野で実行いたしました。

- ✓ 規模拡大を主とする投資としては、ドイツのプリンター販売会社の設立、ICテストハンドラー事業譲受の締結、ベトナムの鉄骨・橋梁ファブrikレーターへの持分法出資などを行いました。
- ✓ 付加価値獲得を主とする投資としては、ウェハマーキング装置商社の買収、ドライブレコーダ開発・製造企業の買収などを行いました。

後半3ヵ年につきましては、上記の施策に加え、SDGs達成に向けて、環境、社会、安全をテーマとする事業分野での投資も推進いたします。

② 技術革新への対応

現行分野の周辺において将来に向けた「イノベーション」型の開発投資を行い、IoTやAIなど先進技術を軸とした新規事業を推進・拡大いたします。

当期においては、ヘルスケア・イノベーション投資事業有限責任組合への出資、日本市場で今後期待されるデータの流通市場の形成に向けた新プロジェクトの開始、オープンイノベーションを推進するための事業共創プラットフォームの立ち上げなどを行いました。

後半3ヵ年につきましては、上記の施策に加え、グループを挙げたDX推進にも取り組んで参ります。

③ 持続的成長を実現するための経営インフラ確立

当期においては、主に次のような取組みを推進いたしました。

第一に、経営人材育成の一環として、社内研修制度「兼松ユニバーシティ」において、経営者としての基礎知識を習得するための既存の約10年間のカリキュラムに加え、新たに高度な経営ノウハウを取得するために、約5年間の修士課程相当であるGraduate Schoolを設けました。これにより、当社の経営人材の更なる拡充を図ります。

第二に、働き方改革の一環として、リモートワークのための在宅勤務規程を制定しました。リモートワーク環境を充実させるため全社員にノートPCやスマートフォンの配布を開始し、社内稟議の電子化や各種データのクラウド化などの社内DXも推進しております。これからも多様な働き方が実現できる環境づくりに努めて参ります。

第三に、当社そして社会の持続的成長のため、サステナビリティ推進委員会とサステナビリティ推進室を中心として、SDGsをより一層意識した事業ならびに経営に取り組んでおります。

以上のような取組みや施策を実施して参りましたが、「*future 135*」の折り返しのタイミングとなる3年目の当期は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響もあり、親会社の所有者に帰属する当期利益は、133億円となりました。また、親会社の所有者に帰属する持分（自己資本）に対する親会社の所有者に帰属する当期利益率（ROE）は、9.7%となりました。

期末配当金につきましては、期初に公表した配当予想のとおり1株当たり30円とさせていただきました。中間配当において1株当たり30円の配当を実施しておりますので、年間配当金は1株当たり60円となりました。その結果、配当性向は、総還元性向の目処値上限を上回る37.6%となりました。

(3) 来期の見通し

来期の世界経済は、新型コロナウイルス感染症による不透明感が残るものの、ワクチン接種の進捗に応じて経済活動の正常化が各国において進み、コロナ危機前の水準に回復すると思われます。

わが国経済は、ワクチン普及の遅れも影響し、経済活動の正常化は主要国の中では緩やかなものに留まる見込みです。

このような環境のもと、当期に発生したモバイル事業や畜産事業におけるマイナス要因が解消されることや、新規の事業投資も進めていることなどから、来期の親会社の所有者に帰属する当期利益は、新型コロナウイルス感染症拡大前の水準である150億円を見込んでおります。

来期の配当予想につきましては、経済環境の不透明さは残るものの、安定的かつ継続的な配当を実施することを基本として、当期と同じく1株当たり年間配当金は60円を予定しており、配当性向は、33.4%となる見込みです。

*業績予想に関する留意事項

本資料に記載されている業績予想ならびに将来に関する記述は、本資料の発表日現在において当社が入手可能な情報および合理的な仮定に基づいた推測を前提としております。したがって、実際の業績は様々な要因により本資料に記載されたものと大きく異なる結果となる可能性があることにご留意ください。

6) 財産および損益の状況の推移

区 分	第124期 (2018年3月期)	第125期 (2019年3月期)	第126期 (2020年3月期)	第127期 (当連結会計年度) (2021年3月期)
収 益 (百万円)	714,790	723,849	721,802	649,142
親会社の所有者に帰属する 当期利益 (百万円)	16,317	16,605	14,399	13,315
基本的1株当たり 当期利益 (円)	193.79	198.22	172.43	159.44
資 産 合 計 (百万円)	519,889	549,459	551,671	557,495
資 本 合 計 (百万円)	147,050	158,698	166,174	180,492

- (注) 1. 当社は、会社計算規則第120条第1項の規定により国際会計基準（IFRS）に準拠して連結計算書類を作成しております。
2. 第125期以降の「基本的1株当たり当期利益」は、役員向け株式交付信託が保有する当社株式を控除した期中平均株式数により算出しております。
3. 当社は、2017年10月1日付で普通株式5株につき1株の割合で株式併合を行っております。第124期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、基本的1株当たり当期利益を算定しております。

7) 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
兼松エレクトロニクス株式会社	百万円 9,031	% 58.21	ITシステム製品・ソフトウェアの開発・販売 および保守サービス
兼松コミュニケーションズ株式会社	百万円 1,425	100.00	移動体通信関連・ネットワーク関連機器の販売 およびサービス
兼 松 サ ス テ ッ ク 株 式 会 社	百万円 3,325	52.83	セキュリティ機器の販売・ジオテック（地盤改良）・ 木材・住建事業
兼 松 ト レ ー デ ィ ン グ 株 式 会 社	百万円 260	100.00	一般鋼材・建築用資材の販売
株 式 会 社 兼 松 ケ ー ジ ー ケ イ	百万円 706	100.00	工作機械・産業機械の販売
兼 松 ペ ト ロ 株 式 会 社	百万円 1,000	100.00	石油製品・液化石油ガスの販売
新 東 亜 交 易 株 式 会 社	百万円 500	100.00	飲料自動販売機事業・航空機用エンジン・ 飼料原料等の輸出入および販売
Kanematsu USA Inc.	千米ドル 100,000	100.00	商品の輸出入および販売
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.	千香港ドル 409,119	100.00	商品の輸出入および販売

(注) 出資比率には、当社および当社の子会社が有する出資比率の合計を記載しております。

8) 主要な事業内容 (2021年3月31日現在)

当社グループは、国内外のネットワークと各事業分野で培ってきた専門性と、商取引、情報収集、市場開拓、事業開発・組成、リスクマネジメント、物流などの商社機能を有機的に結合して、電子・デバイス、食料、鉄鋼・素材・プラント、車両・航空を中心とした幅広い分野で、多種多様な商品・サービスを提供しております。

9) 主要な事業所 (2021年3月31日現在)

①当社の主要な事業所

国 内：神戸本店（神戸市中央区）、東京本社（東京都港区）、大阪支社（大阪市中央区）
海 外：マニラ支店

②主要な子会社の事業所

国 内：兼松エレクトロニクス株式会社（東京都中央区）
兼松コミュニケーションズ株式会社（東京都渋谷区）
兼松サステック株式会社（東京都中央区）
兼松トレーディング株式会社（東京都中央区）
株式会社兼松ケージーケイ（東京都中央区）
兼松ペトロ株式会社（東京都千代田区）
新東亜交易株式会社（東京都千代田区）
海 外：Kanematsu USA Inc.（米国）
Kanematsu (Hong Kong) Ltd.（香港）

10) 従業員の状況 (2021年3月31日現在)

事業セグメント	従業員数	前期末比増減
電 子 ・ デ バ イ ス	人 4,253	人 50
食 料	788	38
鉄 鋼 ・ 素 材 ・ プ ラ ン ト	1,205	△16
車 両 ・ 航 空	375	32
そ の 他	224	△11
全 社 (共 通)	451	21
合 計	7,296	114

(注) 従業員数は就業人員数であります。

11) 主要な借入先 (2021年3月31日現在)

借入先	借入金残高
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	百万円 25,984
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	15,100
農 林 中 央 金 庫	11,300
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	11,343
株 式 会 社 あ お ぞ ら 銀 行	11,466

12) その他の重要な事項

特に記載すべき事項はありません。

2 会社の株式に関する事項 (2021年3月31日現在)

- 1) 発行可能株式総数 200,000,000株
- 2) 発行済株式総数 84,500,202株（自己株式260,758株を含む）
- 3) 株主数 20,288名
- 4) 大株主（上位10名）の状況

株主名	持株数	持株比率
	千株	%
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 ）	10,709	12.71
日 本 マ ス タ ー ト ラ ス ト 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 信 託 口 ）	6,460	7.66
東 京 海 上 日 動 火 災 保 険 株 式 会 社	2,322	2.75
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	2,235	2.65
S S B T C C L I E N T O M N I B U S A C C O U N T	1,972	2.34
株 式 会 社 日 本 カ ス ト デ ィ 銀 行 （ 信 託 口 9 ）	1,681	1.99
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	1,417	1.68
G O V E R N M E N T O F N O R W A Y	1,369	1.62
農 林 中 央 金 庫	1,249	1.48
ザ バ ン ク オ ブ ニ ュ ー ヨ ー ク メ ロ ン 1 4 0 0 4 2	1,224	1.45

(注) 持株比率は自己株式（260,758株）を控除して計算しております。なお、自己株式（260,758株）には、役員向け株式交付信託が保有する当社株式（702,500株）は含めておりません。

3 会社の役員に関する事項

1) 取締役および監査役の状況（2021年3月31日現在）

地 位	氏 名	担当および重要な兼職の状況
代 表 取 締 役 会 長	下 嶋 政 幸	監査室担当
代 表 取 締 役 社 長	谷 川 薫	
取 締 役	宮 部 佳 也	車両・航空部門長、大阪支社長、名古屋支店長、 先進技術・事業連携担当、 兼松サステック株式会社 取締役
取 締 役	薦 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当
取 締 役	田 原 祐 子	株式会社ベーシック 代表取締役 一般社団法人フレームワーク普及促進協会 代表理事 サンヨーホームズ株式会社 社外取締役（監査等委員）
取 締 役	田 中 一 弘	一橋大学大学院経営管理研究科 教授
監 査 役（常勤）	村 尾 哲 朗	
監 査 役（常勤）	平 井 基 壽	
監 査 役	宮 地 主	公認会計士
監 査 役	倉 橋 雄 作	弁護士 株式会社ユナイテッドアローズ 社外取締役（監査等委員）

- （注）1. 取締役 田原祐子氏および田中一弘氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
2. 監査役 宮地 主氏および倉橋雄作氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
3. 監査役の財務および会計に関する知見は以下のとおりであります。
- ・監査役 村尾哲朗氏は、長年にわたり企業経営の要職を歴任した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 平井基壽氏は、長年にわたり企業経営の要職を歴任した経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - ・監査役 宮地 主氏は、公認会計士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 社外取締役 田原祐子氏および田中一弘氏、社外監査役 宮地 主氏および倉橋雄作氏は、株式会社東京証券取引所の定める独立役員として、同取引所に届け出ております。

5. 当社は執行役員制度を導入しております。2021年4月1日現在の執行役員は、以下のとおりであります。

地 位	氏 名	担 当
※ 社 長	谷 川 薫	
※ 専 務 執 行 役 員	宮 部 佳 也	車両・航空部門長、大阪支社長、名古屋支店長、 先進技術・事業連携担当
専 務 執 行 役 員	本 下 俊 秀	審査、法務コンプライアンス担当
常 務 執 行 役 員	菅 栄 治	鉄鋼・素材・プラント部門長
上 席 執 行 役 員	濱 崎 雅 幸	食糧部門長
上 席 執 行 役 員	原 田 雅 弘	電子・デバイス部門長
上 席 執 行 役 員	田 中 一 生	人事総務、運輸保険担当
※ 上 席 執 行 役 員	薦 野 哲 郎	財務、主計、営業経理担当
執 行 役 員	小 泉 浩 一	車両・航空部門副部門長、車両・車載部品第一部長
執 行 役 員	城 所 僚 一	Kanematsu USA Inc.社長、 Kanematsu America do Sul Importacao e Exportacao Ltda. 社長
執 行 役 員	岩 田 修	鉄鋼・素材・プラント部門副部門長
執 行 役 員	山 科 裕 司	Kanematsu GmbH 社長、Kanematsu Europe Plc 社長
執 行 役 員	村 松 陽 一 郎	企画、IT企画担当
執 行 役 員	中 嶋 潤	食糧部門副部門長、穀物飼料部長
執 行 役 員	橋 本 徹	畜産部門長
執 行 役 員	西 村 浩 一	食品部門長

(注) ※印の執行役員は、取締役を兼務しております。

2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、会社法第427条第1項の規定に基づいて、社外取締役である田原祐子氏および田中一弘氏、監査役である村尾哲朗氏および平井基壽氏、社外監査役である宮地 主氏および倉橋雄作氏との間で、同法第423条第1項の損害賠償責任を同法第425条第1項に定める額を限度とする契約を締結しております。

3) 取締役および監査役の報酬等の額

①役員報酬等の内容の決定に関する方針

当社は、2021年2月22日開催の取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。取締役会の決議に際しては、決議する内容についてあらかじめ報酬委員会へ諮問し、答申を受けております。また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、報酬等の内容の決定方法および決定された報酬等の内容が当該決定方針と整合していることや、報酬委員会からの答申が尊重されていることを確認しており、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は、次のとおりであります。

1. 基本方針

当社の取締役の報酬は、企業価値の持続的な向上を図るインセンティブとして十分に機能するよう株主利益と連動した報酬体系とし、個々の取締役の報酬の決定に際しては各職責を踏まえた適正な水準とすることを基本方針とする。具体的には、業務執行取締役の報酬は、固定報酬としての基本報酬、業績連動報酬等および株式報酬により構成し、監督機能を担う社外取締役については、その職務に鑑み、基本報酬のみを支払うこととする。

2. 基本報酬の個人別の報酬等の額の決定に関する方針

当社の取締役の基本報酬は、月例の固定報酬とし、役位、職責に応じて他社水準、当社の業績、従業員給与の水準をも考慮しながら、総合的に勘案して決定するものとする。

3. 業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針

業績連動報酬等は、事業年度ごとの業績向上に対する意識を高めるため業績指標（親会社の所有者に帰属する当期利益）を反映した現金報酬とし、業績指標とその値より算出された額を賞与として毎年、一定の時期に支給する。業績指標は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

非金銭報酬等は、中長期的な業績の向上と企業価値の増大に貢献する意識を高めるため業績指標（親会社の所有者に帰属する当期利益）を反映した株式報酬とし、中期経営計画に定める業績目標の達成度等に応じて算出された株式数を退任時に交付する。目標となる業績指標とその値は、中期経営計画と整合するよう計画策定時に設定し、適宜、環境の変化に応じて報酬委員会の答申を踏まえた見直しを行うものとする。

4. 金銭報酬の額、業績連動報酬等の額または非金銭報酬等の額の取締役の個人別の報酬等の額に対する割合の決定に関する方針

業務執行取締役の種類別の報酬割合については、当社と同程度の事業規模や関連する業種・業態に属する企業をベンチマークとする報酬水準を踏まえ、報酬委員会において検討を行う。取締役会は報酬委員会の答申内容を尊重し、当該答申で示された種類別の報酬割合の範囲内で取締役の個人別の報酬等の内容を決定することとする。なお、報酬等の種類ごとの比率の目安は、基本報酬：業績連動報酬等：非金銭報酬等＝40%～70%：15%～45%：15%～30%とする（業績目標を100%達成の場合）。

5. 取締役の個人別の報酬等の内容についての決定に関する事項

取締役の個人別の基本報酬の額および業績連動報酬の決定方法については、取締役会は、報酬委員会に原案を諮問し答申を得るものとし、当該答申の内容を尊重し、決定することとする。また、非金銭報酬等の決定方法は報酬委員会の答申を踏まえ、取締役会で取締役個人別の割当株式数を決定する。

②当事業年度に係る報酬等の総額等

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）			対象となる 役員の員数(名)
		金銭報酬等		非金銭報酬等 業績連動型 株式報酬	
		基本報酬	業績運動報酬等		
取締役（社外取締役を除く）	214	164	33	16	4
社 外 取 締 役	19	19	－	－	3
監査役（社外監査役を除く）	49	49	－	－	2
社 外 監 査 役	26	26	－	－	3
計	309	259	33	16	12

(注) 1. 金銭報酬等の額は、2015年6月24日開催の第121回定時株主総会において、取締役の報酬額は年額3億円以内(うち、社外取締役の報酬額は年額30百万円以内)、監査役の報酬額は年額84百万円以内と決議しております。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は7名(うち、社外取締役は2名)、監査役の員数は4名(うち、社外監査役は3名)であります。

2. 金銭報酬等とは別枠で、2018年6月22日開催の第124回定時株主総会において、当社が金銭を拠出することにより設定する信託が当社株式を取得し、対象となる取締役(社外取締役を除く)に対し、役位および業績目標の達成度等に応じたポイントの数に相当する数の当社株式を本信託を通じて交付する業績連動型株式報酬を決議しております。本制度は、2018年8月から2024年8月までの約6年間を信託期間として、信託期間の年数に140,000ポイント(1ポイントは当社株式1株)を乗じた数を対象となる取締役(社外取締役を除く)に付与するポイント総数の上限としております。また、取締役に交付するために必要な当社株式の取得資金として当社が拠出する金銭の上限として合計金4億50百万円、当社株式の取得方法を取引所市場(立会外取引を含む)から取得する方法または自己株式の処分による方法としております。なお、取締役が当社株式の交付を受ける時期は、原則として取締役の退任時であります。

当該株主総会終結時点の取締役の員数は5名(社外取締役を除く)であります。

3. 業績連動報酬等および非金銭報酬等に係る業績指標は親会社の所有者に帰属する当期利益であり、当期の実績は133億15百万円であります。当該指標を選択した理由は「①役員報酬等の内容の決定に関する方針 3.業績連動報酬等ならびに非金銭報酬等の内容および額または数の算定方法の決定に関する方針」のとおりであります。
4. 業績連動報酬等は、有価証券報告書に記載される親会社の所有者に帰属する当期利益に0.25%を乗じた金額(親会社の所有者に帰属する当期利益が50億円未満の場合は0円)または50百万円のいずれか少ない金額で算定しております。
5. 業績連動型株式報酬は、中期経営計画に定める期間(2018年4月1日から2024年3月末日までの期間)を評価対象期間とし、当該評価対象期間1年ごとに次の算式により算出(1円未満切り上げ)し、合計した額を業績連動型株式報酬額といたします。なお、親会社の所有者に帰属する当期利益の実績値は、当該評価対象期間の最終年度の有価証券報告書に記載される親会社の所有者に帰属する当期利益といたします。

業績連動型株式報酬額の算出式：

親会社の所有者に帰属する当期利益50億円未満：0円

親会社の所有者に帰属する当期利益50億円以上250億円未満：親会社の所有者に帰属する当期利益×0.18%

親会社の所有者に帰属する当期利益250億円以上300億円未満：親会社の所有者に帰属する当期利益×0.20%

親会社の所有者に帰属する当期利益300億円以上：60百万円

6. 業績連動型株式報酬の金額(16百万円)は、業績連動型株式報酬に係る費用として当事業年度に計上した金額であります。
7. 当事業年度末の取締役(社外取締役を除く)は4名、社外取締役は2名、監査役(社外監査役を除く)は2名、社外監査役は2名であります。上記の取締役および監査役の支給員数と相違しておりますのは、2020年6月24日開催の第126回定時株主総会終結の時をもって退任した、社外取締役1名および社外監査役1名が含まれているためであります。

4) 社外役員に関する事項

①他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

- 取締役 田原祐子氏は、株式会社ベーシックの代表取締役、一般社団法人フレームワーク普及促進協会の代表理事およびサンヨーホームズ株式会社の社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社ベーシック、一般社団法人フレームワーク普及促進協会およびサンヨーホームズ株式会社との間に特別な取引関係はありません。
- 取締役 田中一弘氏は、一橋大学大学院経営管理研究科の教授であります。当社と一橋大学との間に特別な取引関係はありません。
- 監査役 倉橋雄作氏は、株式会社ユニテッドアローズの社外取締役（監査等委員）であります。当社と株式会社ユニテッドアローズとの間に特別な取引関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区 分	氏 名	取締役会 出席状況	監査役会 出席状況	発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の内容
取 締 役	田 原 祐 子	17回中 17回	—	企業経営における豊富な経験と人材・組織コンサルティング経験で培われた高い見識に基づき、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 また、指名・報酬委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
	田 中 一 弘	14回中 14回	—	経営学を専門とする大学教授であり、企業経営についての幅広い知識と高い見識に基づき、経営への助言や業務執行に対する適切な監督を行っております。 また、指名・報酬委員として客観的・中立的立場で当社の役員候補者の選定や役員報酬等の決定過程において審議し、取締役会に答申を行っております。
監 査 役	宮 地 主	17回中 16回	14回中 14回	公認会計士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。
	倉 橋 雄 作	17回中 17回	14回中 14回	弁護士としての専門的な知識と経験に基づき、適宜必要な発言を行っております。

（注）取締役 田中一弘氏は、2020年6月24日開催の第126回定時株主総会において選任されたため、取締役会の開催回数が他の社外役員と異なります。

4 会計監査人に関する事項

1) 会計監査人の名称

PwCあらた有限責任監査法人

2) 報酬等の額

区 分		監査証明業務に基づく報酬	非監査証明業務に基づく報酬
		百万円	百万円
当	社	193	0
連 結 子 会 社		199	—
計		392	0

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法上の監査と金融商品取引法上の監査の監査報酬を区分しておりませんので、監査証明業務に基づく報酬には金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の金額を含めております。
2. 非監査証明業務に基づく報酬には、公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務（非監査業務）として、海外拠点の税務申告等に伴う合意された手続き業務に係る報酬等が含まれております。
3. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等について同意をいたしました。
4. 当社の重要な子会社のうち、Kanematsu USA Inc.、Kanematsu (Hong Kong) Ltd.は、PwCあらた有限責任監査法人以外の監査法人（外国におけるこれらの資格に相当する資格を有するものを含む）の監査（会社法（これらの法律に相当する外国法令を含む）の規定によるものに限る）を受けております。

3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められ、かつ改善の見込みがないと判断した場合、監査役全員の同意により会計監査人を解任いたします。また、監査役会は、会計監査人が職務を適切に遂行することが困難と認められる場合は、会計監査人の解任または不再任に関する議案を決定し、取締役会は、当該決定に基づき、当該議案を株主総会に提出いたします。

5 会社の体制および方針

1) 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

①業務の適正を確保するための体制

当社が業務の適正を確保するための体制として取締役会において決議した事項は、次のとおりであります。
(最終改訂 2021年4月1日)

「内部統制システムの構築に関する基本方針」

会社法第362条第4項第6号および会社法施行規則第100条第1項ならびに第3項に従い、当社「内部統制システムの構築に関する基本方針」を以下のとおり定める。

当社では、「企業理念」に以下「われらの信条」を定め、経営の拠り所としている。

<われらの信条>

- ①伝統的開拓者精神と積極的創意工夫をもって業務にあたり、適正利潤を確保し、企業の発展を図る。
- ②会社の健全なる繁栄を通じて、企業の社会的責任を果し、従業員の福祉を増進する。
- ③組織とルールに基づいて行動するとともに、会社を愛する精神と、社内相互の人間理解を基本として、業務を遂行する。

また、「兼松行動基準」を定め、日常における業務の指針としている。

会社法および会社法施行規則に定める各項目については以下のとおり。

(1) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ①企業の法令遵守の重要性に鑑み、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置し、コンプライアンス体制の強化を図る。
- ②コンプライアンスハンドブックを整備し、具体的事例による対応策を盛り込み、社内イントラネット上でも閲覧可能とし、取締役から全従業員までに周知徹底する。
- ③内部統制・コンプライアンス委員会または社外弁護士に直接報告・相談できるホットライン制度を導入し、「ホットライン運用規程」を制定する。
- ④法令遵守のみならず、良識ある行動倫理を徹底すべく、教育研修の充実を図る。

- ⑤反社会的勢力との関係を一切遮断することについて、コンプライアンスハンドブックに明記し、周知徹底を図る。

(2) 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

- ①「取締役会規定」にて、取締役会の議事録は10年間本店に備えおくことを定める。
- ②「文書保存細則」において、会計帳簿および貸借対照表ならびに会社の基本的権利義務に関する契約および財産に関する証書、その他これに準ずる文書の保存および廃棄に関する基準を定め、文書を保存する。
- ③当該「文書保存細則」を制定し、取締役の職務の執行に必要と判断される文書が適宜閲覧可能な体制とする。

(3) 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ①市場リスク、信用リスク、投資リスク、カントリーリスク等、業務上発生し得るリスクについては、「職務権限規程」に基づきそれぞれ担当部署を定め、社内規程や施行細則、「業務のしおり」を策定、研修などを通じて周知徹底を図る。
- ②必要に応じ社内横断的な委員会等を設置し、リスクのコントロールを行う。
- ③当社に内在するリスクを総合的に評価し、業務の有効性・効率性を追求するとともに財務報告の信頼性を確保するため、社内横断組織として、「内部統制・コンプライアンス委員会」を設置する。
- ④ビジネスリスクの極小化のために、「職務権限規程」に基づいた社内稟議体制を構築し、主要な投融資については「案件審議会」を設け、各種リスクの見地から総合的に検討する。
- ⑤自然災害など重大事態発生時の業務に関する危機リスクについて規程および行動指針を策定し、適切な管理体制を構築する。

(4) 当社の取締役の職務の執行が適正・効率的に行われることを確保するための体制

- ①「取締役会規定」を定め、定例取締役会を原則1カ月に1回、臨時取締役会を必要に応じ随時開催する。取締役会は、社外取締役を含む取締役で構成し、法令または定款に定める事項の他、経営方針その他の重要事項を決定するとともに、取締役の職務の執行を監督する。取締役会には、監査役も出席し意見を述べる。
- ②経営の意思決定の迅速化および監督機能と業務執行機能を分離することによる職務責任の明確化を図り、業務執行の機動性を高めるため、執行役員制度を採用する。執行役員は取締役会が選任し、会社の業務執行を担当する。
- ③意思決定の迅速化と機動的経営の実現のため、取締役会長および社長を含む執行役員で構成される「経営会議」を組織し、取締役会決定の方針に基づいて会社の全般的な業務の執行に関する基本方針を定め、業務遂行の指揮、指導にあたる。
- ④会社が、公正かつ組織的な企業活動を行うため、取締役、執行役員および従業員の職務と権限の関係ならびに基準を定める「職務権限規程」を制定する。

- ⑤重要案件の決裁のスピードアップと審議の高度化を目的とし、「職務権限規程」に定められた決裁者の決裁に先立ち、あらかじめ全社的立場で検討・審議を行い、決裁者への答申を行うため、「案件審議会」を設置する。
- ⑥業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ中期経営計画を作成し、また事業年度毎の業務計画を立案し、全社的な目標を設定する。各部門においては、その目標達成に向け具体策を立案、実行する。
- ⑦会計記録の適正を期するとともに、業務が適正に遂行されているかを監視するために、「監査規程」を定め、各部門および子会社を対象として、監査室による内部監査を実施する。

(5) 当社および当社子会社（以下「当社グループ」という。）における業務の適正を確保するための体制

- ①子会社の経営については、その自主性を尊重しつつ、職務権限規程に定める「関係会社運営に関する職務権限明細表」に従い、基本方針の樹立・経営上の重要事項等に関し、原則として事前に協議のうえ当社の承認を得る体制とする。また、関連会社については、株主総会における議決権行使の賛否を決定することを前提に、経営上の重要事項等に関し、原則として事前に社内承認を得る体制とする。
- ②年に数回、適宜、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まり、経営に関する情報を共有し、相互理解とコーポレート・ガバナンスの共通認識の徹底を図る。
- ③当社は、当社のリスクの統制・管理活動と連携が図られるよう、子会社のリスク管理に関する指導・調整を行うとともに、子会社における事業リスクの統制および管理の状況について、内部監査を実施する。
- ④当社は、子会社の危機管理体制の整備を指導し、危機リスク発生の場合には、当社グループで連携し対応できるよう調整する。
- ⑤当社は、当社グループの中期経営計画および事業年度ごとの業務計画を策定し、子会社においてもその計画達成に向け具体策を策定・実行するよう指導する。
- ⑥当社は、当社グループを対象とする「コンプライアンスハンドブック」を整備し、その役職員に周知徹底する。また、当社内部統制・コンプライアンス委員会が当社グループのコンプライアンスを統括・推進する体制とする。

(6) 当社の監査役を補助すべき使用人に関する事項

- ①監査役より、その職務を補助すべき使用人の配置の要請がある場合には、監査役の職務遂行を補助する体制を確保する。

(7) 当社の監査役を補助すべき使用人の取締役からの独立性および監査役の当該使用人に対する指示の実効性に関する事項

- ①監査役の職務遂行を補助すべき使用人については、当該使用人の取締役からの独立性、および当該使用人に対する監査役の指示の実効性の確保に留意する。

(8) 当社の監査役への報告に関する体制

- ①取締役および使用人は、監査役に対して、取締役が法令に違反する事実、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときには、これを速やかに報告するものとする。
- ②内部統制・コンプライアンス委員会を担当する取締役は、監査役に対して、当社グループのコンプライアンスに関する業務の状況について1カ月に1度以上、重要事項については都度、報告する。
- ③取締役および使用人は、監査役から業務執行に関する報告を求められた場合には、速やかに報告する。
- ④監査役は、監査役監査を実効的に行うため、取締役会の他、経営会議、案件審議会、内部統制・コンプライアンス委員会、その他重要な会議または委員会に出席し、当社グループにおける経営上の重要事項について報告を受ける。また、出席しない場合には、監査役は付議事項について説明を受け、稟議書、報告書等の資料および議事録等を閲覧することができる。
- ⑤監査役は、定期的に当社グループの監査役が出席するグループ会社監査役連絡会を開催し、当社グループの監査役間における情報共有を図る。
- ⑥監査役へ報告を行った者に対して、当該報告をしたことを理由として解雇その他の不利な取扱いを行うことを当社グループにおいて禁止する。

(9) その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ①監査役は、内部監査部門の実施する内部監査に関する年次計画について事前に説明を受け、必要があると認めるときは、意見を述べることができる。また、当社グループにおける内部監査の実施状況について適宜報告を受け、必要があると認めるときは、追加監査の実施、業務改善策の策定等に関する意見を述べることができる。
- ②監査役は、会計監査人の取締役からの独立性を確保し、会計監査人の監査計画について、事前に報告を受けるものとする。また、会計監査人の報酬および、会計監査人に依頼する非監査項目については、監査役の同意を要するものとする。
- ③監査役および監査役会は、代表取締役と定期的に会合をもち、代表取締役の経営方針を確かめるとともに、会社が対処すべき課題、会社を取り巻くリスクのほか、監査役監査の環境整備の状況、監査上の重要課題等について意見交換し、代表取締役との相互認識と信頼関係を深めるよう努めるものとする。
- ④当社は、監査役がその職務の執行に必要な費用について前払いまたは償還の請求をしたときは、速やかに当該費用を処理する。

以 上

②業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社は、上記の基本方針に基づいて内部統制システムを適切に整備しております。当期における運用状況の概要は、次のとおりであります。

・コンプライアンスおよびリスク管理の状況

社長をはじめ各執行役員から当社従業員および当社子会社の役職員に向け、コンプライアンスの重要性、個々人の倫理観を確立する必要性について繰り返し発信するとともに、社内コンプライアンス研修での事例紹介、コンプライアンス違反の懸念を認知した場合の即時報告の徹底など、コンプライアンス意識の浸透と充実に引き続き取り組みました。

より一層の効率性・実効性のある業務統制とリスク管理を図るべく、社則等の社内ルールにつき法令変更や外部環境の変化を踏まえて適宜改訂を行いました。また、新たな課題への対応として、働き方改革の推進のみならず疫病流行時等の企業活動維持という観点から、より柔軟な勤務体制を可能とする職場環境を整備するべく、在宅勤務やフレックス・タイム勤務の一層の活用、デジタル技術を活用した業務システム改革（DX推進）に取り組みました。

内部統制・コンプライアンス委員会は計2回開催し、当社および当社子会社における内部統制システムの整備・運用・評価・改善などについて、リスクの総合的評価という観点から協議いたしました。

また、当社および主要な子会社・関連会社のトップマネジメントが集まる関係会社社長会を2回開催し、当社グループ全体の内部統制・コンプライアンスやリスク管理に関する課題・情報を共有いたしました。

・取締役等の職務遂行の状況

取締役会は、原則月1回、計17回開催し、経営理念、中長期戦略、コーポレート・ガバナンスなど、当社および当社グループの経営方針その他の重要事項を決定いたしました。

経営会議は、原則月2回、計26回開催し、取締役会が決定した経営方針に基づいて業務執行の指揮、指導にあたりました。また、案件審議会は原則月2回、計22回開催し、重要案件について事前に審議した結果を決裁者に答申いたしました。

子会社の経営については、主管部門を定め、重要な事項について事前申請の承認や報告徴求を行いました。

当社グループが取り組むべき重要課題と取組方針について、期初等の節目における社長講話およびイントラネットを通じて従業員への周知・浸透を図りました。具体的な施策として、サステナビリティ推進委員会を新設し、当社グループが持続的成長のために取り組むべき重要課題をSDGsの観点から検証・再構築するとともに、投資案件、重要な契約の締結、重要な資産の取得に関する審議および決裁に際して、SDGsとの関連を判断材料のひとつとして考慮することにいたしました。また、意思決定の迅速化、生産性の向上、更には多様な働き方の推進にも資する施策として、社内文書の電子データ化、オンラインでの文書保存、電子決裁システムの導入等、業務システムにおけるDX推進に取り組みました。

人材育成のための取組みとしては、ダイバーシティ&インクルージョン推進のための研修、中堅層以上の従業員を対象とした研修プログラムの策定等、研修制度を拡充したほか、社内制度の改定（フレックス・タイム制度および育児・介護休暇制度の利便性向上、在宅勤務制度の導入等）により多様な働き方の基盤を拡充いたしました。

・監査役監査の実効性確保の状況

監査役は、取締役の職務執行を監査するにあたり、代表取締役その他の取締役および執行役員・部長その他の従業員から適宜業務執行やリスク管理状況についての報告を受け、また、すべての取締役会、経営会議のほか、重要な会議・委員会に出席しました。また、主要なグループ会社の代表取締役から業務執行等について報告を受け、それらの会社の監査役等とも、グループ会社監査役会議の開催や個別の面談の場を通じ適宜の情報共有を行いました。

内部監査部門である監査室は、内部監査と監査役監査との連携を図るべく、監査役との定期的な面談を実施し、子会社監査を含めた内部監査の年次計画、実施状況、監査結果等について説明いたしました。

また、監査役は、会計監査人と定期的に会合をもち、会計監査計画および実施状況、ならびに当社の業績や財政状態に影響を与える事項、監査上の主要な検討事項等について意見交換することを通じて、会計監査人の取締役からの独立性の確認や会計監査人の体制・業務品質の評価を行いました。

2) 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、株主の皆さまに対する利益還元を経営の重要課題と認識しており、将来の成長投資のための適正な内部留保とのバランスを考慮しながら、業績に裏付けられた利益配分を行うことを基本と考えております。

配当につきましては、中期ビジョン「*future 135*」の配当性向（総還元性向）の目標を30～35%に見直しました。引き続き安定的かつ継続的に実施を目指して参ります。

なお、当社では、会社法第459条第1項に規定する剰余金の配当につきましては、取締役会の決議によって定める旨を定款に規定しております。また同様に、中間配当および期末配当の基準日を、それぞれ毎年9月30日および3月31日とする旨を定款に規定しており、取締役会の決議による年2回の配当を原則としております。

連結計算書類

連結財政状態計算書（2021年3月31日現在）

（単位：百万円）

科 目	金 額
(資産の部)	
流動資産	420,894
現金及び現金同等物	81,045
営業債権及びその他の債権	207,285
棚卸資産	99,711
その他の金融資産	6,512
その他の流動資産	26,339
非流動資産	136,601
有形固定資産	42,246
のれん	10,296
無形資産	24,926
持分法で会計処理されている投資	11,869
営業債権及びその他の債権	1,280
その他の投資	33,536
その他の金融資産	7,079
繰延税金資産	2,318
その他の非流動資産	3,046
資産合計	557,495

科 目	金 額
(負債の部)	
流動負債	284,909
営業債務及びその他の債務	182,980
社債及び借入金	57,723
リース負債	6,999
その他の金融負債	5,442
未払法人税等	2,942
引当金	607
その他の流動負債	28,213
非流動負債	92,093
社債及び借入金	64,434
リース負債	10,328
その他の金融負債	1,807
退職給付に係る負債	6,517
引当金	1,944
繰延税金負債	5,527
その他の非流動負債	1,533
負債合計	377,003
(資本の部)	
資本	
資本金	27,781
資本剰余金	27,034
利益剰余金	78,070
自己株式	△1,311
その他の資本の構成要素	12,351
在外営業活動体の換算差額	1,633
その他の包括利益を通じて 公正価値で測定する金融資産	10,163
キャッシュ・フロー・ヘッジ	554
親会社の所有者に帰属する持分合計	143,926
非支配持分	36,566
資本合計	180,492
負債及び資本合計	557,495

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
収益		649,142
原価		△547,626
売上総利益		101,515
販売費及び一般管理費		△78,893
その他の収益・費用		
固定資産除売却損益	△174	
固定資産減損損失	△44	
その他の収益	1,688	
その他の費用	△457	1,013
営業活動に係る利益		23,635
金融収益		
受取利息	161	
受取配当金	1,100	
その他の金融収益	19	1,281
金融費用		
支払利息	△1,818	
その他の金融費用	△210	△2,029
持分法による投資損益		692
税引前利益		23,580
法人所得税費用		△7,329
当期利益		16,251
当期利益の帰属：		
親会社の所有者		13,315
非支配持分		2,935

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結持分変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位：百万円)

	親会社の所有者に帰属する持分									
	資本金	資本 剰余金	利益 剰余金	自己株式	その他の資本の構成要素					親会社の 所有者に 帰属する 持分合計
					在外営業 活動体の 換算差額	その他の包括 利益を通じて 公正価値で測定 する金融資産	キャッシュ・ フロー・ ヘッジ	確定給付 制度の 再測定	その他の 資本の 構成要素 合計	
2020年3月31日残高	27,781	26,957	69,540	△1,309	930	6,816	113	—	7,860	130,829
当期利益			13,315						—	13,315
その他の包括利益					703	3,308	441	263	4,716	4,716
当期包括利益	—	—	13,315	—	703	3,308	441	263	4,716	18,031
配当金			△5,010						—	△5,010
非支配持分株主に対する配当金									—	—
自己株式の取得				△1					—	△1
自己株式の処分		1		0					—	1
非支配持分株主との資本取引		30							—	30
株式報酬取引		45							—	45
所有者との取引額合計	—	76	△5,010	△1	—	—	—	—	—	△4,934
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替			225			38		△263	△225	—
2021年3月31日残高	27,781	27,034	78,070	△1,311	1,633	10,163	554	—	12,351	143,926

	非支配持分	資本合計
2020年3月31日残高	35,344	166,174
当期利益	2,935	16,251
その他の包括利益	212	4,929
当期包括利益	3,148	21,180
配当金		△5,010
非支配持分株主に対する配当金	△1,750	△1,750
自己株式の取得		△1
自己株式の処分		1
非支配持分株主との資本取引	△177	△146
株式報酬取引		45
所有者との取引額合計	△1,927	△6,862
その他の資本の構成要素から 利益剰余金への振替		—
2021年3月31日残高	36,566	180,492

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表 (2021年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目 (資産の部)	金 額
流動資産	153,910
現金及び預金	10,735
受取手形	1,119
売掛金	59,507
有価証券	1
たな卸資産	41,909
前渡金	6,190
前払費用	781
短期貸付金	5
関係会社短期貸付金	20,842
未収入金	4,753
デリバティブ債権	3,307
その他	4,788
貸倒引当金	△30
固定資産	114,277
有形固定資産	2,059
建物	210
構築物	0
機械及び装置	73
車両運搬具	0
工具、器具及び備品	155
土地	1,434
リース資産	174
建設仮勘定	10
無形固定資産	800
ソフトウェア	268
電話加入権	7
その他	525
投資その他の資産	111,417
投資有価証券	17,582
関係会社株式	83,020
出資金	2,053
関係会社出資金	6,136
長期貸付金	1,257
従業員に対する長期貸付金	9
関係会社長期貸付金	1,509
固定化営業債権	228
長期前払費用	36
その他	2,145
貸倒引当金	△2,562
繰延資産	30
社債発行費	30
資産合計	268,219

科 目 (負債の部)	金 額
流動負債	108,691
支払手形	129
輸入荷為替手形	44,956
買掛金	24,047
短期借入金	18,996
リース債務	63
未払金	6,435
未払費用	255
未払法人税等	114
前受金	7,786
預り金	4,536
前受収益	14
デリバティブ債務	755
その他の引当金	597
その他	2
固定負債	61,383
社債	10,000
長期借入金	49,493
リース債務	131
退職給付引当金	95
関係会社事業損失引当金	3
株式給付引当金	161
資産除去債務	245
繰延税金負債	1,053
その他	199
負債合計	170,074
(純資産の部)	
株主資本	93,901
資本金	27,781
資本剰余金	26,887
資本準備金	26,887
その他資本剰余金	0
利益剰余金	40,533
利益準備金	131
その他利益剰余金	40,401
別途積立金	1,836
繰越利益剰余金	38,565
自己株式	△1,300
評価・換算差額等	4,243
その他有価証券評価差額金	3,631
繰延ヘッジ損益	611
純資産合計	98,144
負債純資産合計	268,219

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

科 目	金 額	
売上高		342,979
売上原価		330,059
売上総利益		12,920
販売費及び一般管理費		13,520
営業損失（△）		△599
営業外収益		
受取利息	406	
受取配当金	9,201	
為替差益	141	
その他	409	10,159
営業外費用		
支払利息	1,166	
その他	227	1,393
経常利益		8,165
特別利益		
投資有価証券売却益	13	
関係会社貸倒及び事業損失引当金戻入額	40	53
特別損失		
固定資産処分損	4	
投資有価証券評価損	64	
関係会社減資払戻損	3,312	3,381
税引前当期純利益		4,837
法人税、住民税及び事業税	△1,225	
法人税等調整額	477	△748
当期純利益		5,586

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書（2020年4月1日から2021年3月31日まで）

（単位：百万円）

	株主資本									
	資本金	資本剰余金			利益準備金	利益剰余金			自己株式	株主資本合計
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計		別途積立金	繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
当期首残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	38,033	40,001	△1,298	93,371
当期変動額										
剰余金の配当							△5,054	△5,054		△5,054
当期純利益							5,586	5,586		5,586
自己株式の取得								－	△1	△1
自己株式の処分								－	－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）								－		－
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	531	531	△1	530
当期末残高	27,781	26,887	0	26,887	131	1,836	38,565	40,533	△1,300	93,901

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	2,790	289	3,079	96,451
当期変動額				
剰余金の配当			－	△5,054
当期純利益			－	5,586
自己株式の取得			－	△1
自己株式の処分			－	－
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	841	322	1,163	1,163
当期変動額合計	841	322	1,163	1,693
当期末残高	3,631	611	4,243	98,144

（注）記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

監査報告書

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

兼松株式会社
取締役会 御中

PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 好 田 健 祐 ㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士 新 田 将 貴 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、兼松株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、会社計算規則第120条第1項後段の規定により国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成された上記の連結計算書類が、兼松株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、連結計算書類を国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定により作成し、適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、経営者が清算若しくは事業停止の意図があるか、又はそれ以外に現実的な代替案がない場合を除いて、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、国際会計基準で求められる開示項目の一部を省略して作成することを認めている会社計算規則第120条第1項後段の規定に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月20日

兼松株式会社
取締役会 御中PwCあらた有限責任監査法人
東京事務所指定有限責任社員 公認会計士 好 田 健 祐 ㊞
業 務 執 行 社 員
指定有限責任社員 公認会計士 新 田 将 貴 ㊞
業 務 執 行 社 員**監査意見**

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、兼松株式会社の2020年4月1日から2021年3月31日までの第127期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第127期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、監査室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結財政状態計算書、連結損益計算書、連結持分変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人PwCあらた有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

兼松株式会社 監査役会

常勤監査役	村 尾 哲 朗 ㊟
常勤監査役	平 井 基 壽 ㊟
社外監査役	宮 地 主 ㊟
社外監査役	倉 橋 雄 作 ㊟

以 上

メ 毛

This image shows a blank sheet of white paper with horizontal ruling lines. The lines are evenly spaced and run across the width of the page. There are no margins, text, or other markings on the paper.

メ 毛

This image shows a full page of a handwriting practice worksheet. It features multiple sets of horizontal dashed lines spaced evenly down the page, providing a guide for letter height and placement. The background is plain white, and there are no other markings or text present.

第127回定時株主総会会場ご案内図

会 場

兼松株式会社 東京本社19階会議室

東京都港区芝浦1丁目2番1号 シーバンスN館 電話 03-5440-8111

交 通

JR・モノレール『浜松町』駅下車 南口より徒歩約10分（歩行者デッキ経由）

都営地下鉄 『大 門』駅下車 A1出口より徒歩約15分

ゆりかもめ 『日の出』駅下車 2A出口より徒歩約5分



当社
株主総会
会場



写真の左側の建物がN館になります。

※車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。



見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。